

令和元年 7 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和元年	7 月 10 日	開会
令和元年	7 月 10 日	閉会

宮古地区広域行政組合

令和元年 7 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和元年 7 月 1 0 日（水曜日）

午前 1 0 時 2 9 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

（１）令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）の概要について

（２）宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例案について

（３）宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例案について

（４）財産（自走式破砕機）の取得について

（５）財産（高規格救急自動車）の取得について

（６）財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について

（７）財産（消防ポンプ自動車）の取得について

（８）財産（化学消防ポンプ自動車）の取得について

3 その他

出席議員（１２名）

1 番	合 砂	丈 司 君	2 番	木 村	誠 君
3 番	八重樫	龍 介 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	伊 藤	清 君	7 番	畠 山	昌 典 君
8 番	畠 山	拓 雄 君	9 番	落 合	久 三 君
10 番	尾 形	英 明 君	11 番	阿 部	吉 衛 君
12 番	菊 地	大 君	13 番	藤 原	光 昭 君

欠席議員（１名）

6 番 高 橋 秀 正 君

説明のための出席者

事 務 局 長	大 森	裕 君
総 務 課 長	山 本 克	明 君
施 設 課 長	田 中	晋 君
施 設 課 主 幹	坂 本 好	治 君
消 防 長	上 沢	隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	小 林 達	広 君
総 務 課 長	畠 山	毅 君
指 令 課 長	中 村 光	宏 君

議会事務局出席者

書 記	坂 本 百 洪 君
書 記	舘 洞 秀 徳 君
技 師	盛 合 龍 司 君

◎開 会

○議長（藤原光昭君） それでは、定刻に若干早いようでございますけれども、今日の出席議員は全員そろったようでございますので、ただいまから始めたいと思います。

会議に先立ちまして、消防本部及び事務局の職員を紹介をいたします。

初めに、消防本部、上沢消防長。

○消防長（上沢 隆君） 上沢です。よろしくお願いします。

続きまして、消防次長兼消防課長であります小林達広でございます。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 消防次長の小林です。よろしくお願いします。

○消防長（上沢 隆君） 続きまして、総務課長の畠山毅でございます。

○総務課長（畠山 毅君） 畠山です。よろしくお願いします。

○消防長（上沢 隆君） 続きまして、指令課長の中村光宏でございます。

○指令課長（中村光宏君） 指令課長の中村です。よろしくお願いいたします。

○消防長（上沢 隆君） 消防は以上でございます。

○議長（藤原光昭君） 続いて、事務局、大森事務局長。

職員の紹介もお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） 事務局長の大森裕です。よろしくお願いいたします。

総務課長の山本克明です。

○総務課長（山本克明君） 山本です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） 施設課長の田中晋です。

○施設課長（田中 晋君） 田中です。よろしくお願いします。

○事務局長（大森 裕君） 施設課主幹の坂本好治です。

○施設課主幹（坂本好治君） 坂本です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） よろしくお願いします。

○議長（藤原光昭君） どうもありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会をいたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長にその審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長、報告願います。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

初めに、議長が開会宣言を行います。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は7番、畠山昌典議員、8番、畠山拓雄議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は7月10日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

日程第4で、議案第2号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第5で、議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第6で、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

日程第7で、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

日程第8で、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

日程第9で、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

日程第10で、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま議会運営委員長の報告がございました。これについて何かご質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり8件でございます。

それでは、令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） それでは、補正予算の関係、説明させていただきます。

令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要について説明をいたしますので、資料ナンバー1、一般会計補正予算（第1号）の資料1ページをお開きをいただきたいと思います。

1ページには、補正予算の概要といたしまして、宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の総括表を添付してございます。

今回の補正予算は、表の右側、3款衛生費で管理運営をしております最終処分場の浸出液処理施設につきまして、施設の修繕が必要になったことから、組合負担金を財源といたしまして修繕料1,236万7,000円を増額するものでございます。

ここで、施設の維持管理を担当しております施設課のほうから施設の現況についてご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 資料のナンバー 1 の 1 の 1 ページをご覧ください。

浸出液処理施設 N o 2 回転円板等修繕につきまして、概要をご説明いたします。

当該装置は、埋立処分地からの浸透水を浄化するための施設、浸出液処理施設に設置されている装置でございます。上段の処理フローの赤字部分、処理工程の最初の処理を行う装置になります。

1 ページの下段に写真を掲載しております。写真の中の円筒形のもの 1 つに直径 3 メートルのドーナツ状の円板が、約 10 ミリから 20 ミリほどの間隔で 86 枚ほどついております。これが 2 組、直径 30 センチのシャフトに直列に設置されているものでございます。

このシャフトが中心部付近で折れまして、本来は回転する装置が回転できない状態となっております。写真では、真ん中付近で V 字型に傾いている状態が確認できると思います。

裏面の 2 ページをご覧ください。

当該装置の目的、機能になりますが、円板の表面に形成された微生物によります生物膜、これを回転させることで空気と処理水に交互に接触させ、汚濁物質を浄化するものでございます。

現在の対応といたしましては、微生物の活動を維持するための仮設を組んで処理を行っているところでございます。

当該装置の整備につきましては、大体 6 年ぐらいの間隔で整備計画として来年度予定しておりましたが、今回、1,236 万 7,000 円の補正予算を計上し、1 年前倒しで原状復旧を図るものでございます。

以上、浸出液処理施設 N o 2 回転円板等修繕についての概要でございます。

○議長（藤原光昭君） 山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 資料ナンバー 1 に戻り、2 ページをお開きいただきたいと思います。

市町村負担金総括表を添付してございますが、表の右側、合計欄に記載のとおり、今回の補正によりまして、構成市町村の負担金は、宮古市が 900 万 9,000 円、山田町が 173 万円、岩泉町が 107 万 3,000 円、田野畑村が 55 万 5,000 円の増額となります。

資料は、このほか 3 ページに一般会計補正予算（第 1 号）の概要ということで添付してございますが、説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上で説明は終わりでございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例案について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進みます。

宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例案についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） それでは、宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明をいたしたいと思います。

資料ナンバー 2 の 1 ページをご覧くださいと思います。

初めに、第 1 の改正要旨ということでございますけれども、一般廃棄物し尿等の収集運搬及び処分を安定的かつ適正に実施するため並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料を改正しようとするものでございます。

次に、第 2 の改正内容でございますが、資料記載のとおり 2 項目にわたり変更されてございます。それぞれ、項目ごと担当から説明をさせていただきたいと思います。

初めに、し尿汲取料金を引き上げる改正につきまして、田中施設課長のほうから説明をいたします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） それでは、資料の 2 の 1 の 1 ページをご覧ください。

し尿汲取料金の適正化についての陳情に関する主な経過でございます。

平成30年 7 月10日付で、陸中衛生処理事業協会からし尿汲取料金の適正化についての陳情が組合議長に対し提出され、当該陳情の審査のため、し尿汲取料金適正化特別委員会を設置し、12月から 3 回に及ぶ委員会審議の末、平成31年 3 月20日開催の組合議会定例会におきまして、当該陳情を採択する旨、決定しております。

事務局では、この間の審議内容や業者からの陳情理由等を踏まえ、手数料の見直し案について取りまとめましたので、概要についてご説明いたします。

項目の 2、料金改定の経過でございますが、直近に行った消費税以外の改定は平成20年 4 月に行っております。以降、平成26年に料金改定に関する同様の陳情が提出されておりますが、時期尚早との判断により消費税増税分のみ改定を行っております。

次に、項目の 3、主な陳情理由でございます。

資料に掲載のとおり、人件費や物価等の上昇のほか、人材確保が難しい状況になっているということでございました。

項目の 4、し尿搬入量実績及び将来見通しでございます。

し尿搬入量は、平成11年度をピークに年々減少傾向で推移してきておりましたが、震災以降、復興需要などによりまして全体の減少幅は鈍化傾向で推移してきておりました。今後10年間の見通しでは、こうした傾向は収束し、減少傾向がさらに進むことが予測されております。

裏面の 2 ページをご覧ください。

項目の 5、管内のし尿収集運搬事業に係る経費の動向でございます。

この表は、管内13社のし尿収集運搬事業に要する経費の動向をまとめたものでございます。人件費以外の経費の上昇が経営を圧迫し、労働条件を改善できないまま事業を継続している状況となっております。

項目の 6、し尿収集運搬手数料の改定についてでございます。

これまでの経費の動向及び委員会審議経過等を踏まえ、し尿収集運搬手数料を180リットルまで1,360円、180リットルを超える場合、18リットルまたはその端数ごとに136円に改定し、施行を令和元年10月1日からとするものでございます。

料金改定の考え方といたしましては、経営を圧迫している経費の上昇分を料金に付加し、平成26年度以前の状態に近づけ、経営の安定化を図るものでございます。

具体的には、人件費以外の経費の上昇分、約16%を価格に反映するものでございまして、囲いの中の算定及び比較の表をご覧ください。便宜上、180リットル当たりで算定しております。表中の業者収入分が実質的な業者の収入になります。消費税及び処分手数料を除いた額となります。

改定前の当該料金を16%ほど増額いたしまして、金額にして180リットル当たり163円の増額となります。組合歳入分の処分手数料は据え置きとして、消費税率10%で算定いたしまして、180リットル当たり1,360円とするものでございます。

項目の 7、し尿汲取り 1 回当たりの負担額でございます。

平成29年度実績より、簡易水洗世帯の 1 回当たりの平均汲取量が約600リットルとなっておりますので、これによる改定前後の負担額は、資料のとおり、汲取り 1 回当たり677円の負担増となるものでございます。

なお、参考として、見直し案に関する補足資料を資料ナンバー 2 の 2 として添付しておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、し尿収集運搬手数料の見直し案についての概要でございます。

○総務課長（山本克明君） 続けて、地方公共団体の手数料標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の引き上げについて、小林次長から説明をいたします。

○議長（藤原光昭君） 小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） それでは、座って説明をさせていただきます。

手数料条例の消防法関係についてご説明をいたします。

資料のナンバー 2 に戻っていただきたいと思います。

2 ページの表の下段からとなりますけれども、消費税率の引き上げにより国で示している地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準が引き上げられたことにより、危険物施設の設置許可に係る手数料が一部引き上げられるものでございます。

具体的には、危険物施設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料を引き上げるものでございます。

改定される金額につきましては、表のとおりとなっておりますので、ご参照を願います。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何か質問ございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例案について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例案についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 資料のナンバー３をご覧願います。

宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の改正要旨についてご説明いたします。

１ページをお開き願います。

１の改正の趣旨でございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、宮古地区広域行政組合火災予防条例に規定する事項について所要の改正を行うものでございます。

２の改正の内容でございますが、１つ目としまして、避雷設備の構造に関し、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、「工業標準化法」が「産業標準化法」に、「日本工業規格」が「日本産業規格」にそれぞれ改められたことに伴い、日本産業規格の根拠法の定義を明確にするものでございます。

２つ目としましては、スプリンクラーヘッドに関し、現行の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の基準に合わせ、「作動時間が６０秒以内」を「種別が１種」に改めるものでございます。

３つ目としましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用防災警報器等の設置を免除できることとなったことから、本条例においても、同様に設置を免除することができる規定を追加するものでございます。

３の施行期日でございますが、附則としまして、公布の日からとするものです。

次のページに改正する条例案を添付しておりますので、ご参照を願います。

説明は以上でございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何か質問ございますか。

落合議員。

○９番（落合久三君） 資料ナンバー３の１ページの大きい２、改正の内容の（２）スプリンクラーヘッドに関して、この「作動時間が６０秒以内」を「種別が１種」に改める、これは具体的には６０秒が増えるの、減るの、何が変わるのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 小林次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 内容的には同じになります。あとは、スプリンクラーヘッドの規格として風速であったりとか、時間などが変わりますけれども、内容的には同じになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） どこの自治体、議会でもグループホームなどの福祉施設は、法改正に伴ってスプリンクラーを一斉に変えた時期があったと思うんですが、今回は省令の基準に合わせて文言を改めるという意味であって、今、設置されているスプリンクラー自体を更新するという意味ではないということでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） そのとおりでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） それから、（3）特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することによって、住宅用防災警報器等の設置を免除する。

これは、今、自宅に設置している住宅用防災機器を変える前提に条例改正が必要になったという意味でしょうか。それとも、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置すれば、住宅用防災機器を設置しなくても良いと読み取れるのですが、そういう意味になりますでしょうか。聞きたいのは、今、各家庭で設置しているものはどうなるのかということです。

○議長（藤原光昭君） 小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 皆様のお宅のように一般住宅として設置している住宅用の火災警報器につきましては、何ら変更はございません。例えば、民泊であるとか、宿泊施設だとか、そういったのに用途を変えるときに規定の部分が変わるという内容でございます。

○9番（落合久三君） わかりました。

○議長（藤原光昭君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） すみません、不勉強なんですけれども、特定小規模施設用自動火災報知設備というのは、どういうものなのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 小林次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 簡単に言いますと、一般用の住宅の火災警報器が1個ずつついていますが、それが複数つけたときに無線で連動する、同じように1ヶ所が鳴れば、ほかの警報器も鳴るという連動型の警報器と大体システマ的には同じになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 要するに、特定小規模施設というのは具体的にどういう施設をいうのでしょうか。先程、一般住宅を民泊用に変えると聞いたのですが、もう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 簡易的な民泊施設といいますか、そういったところ、一般住宅だとか、アパートだとかの一部をお客さんの宿泊施設に利用させようとする場合になります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） オリンピック対応だね、背景は。

○議長（藤原光昭君） 小林次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） はい、民泊になりますので、そう捉えてもらってよろしいかと思います。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進んでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎財産（自走式破砕機）の取得について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、財産（自走式破砕機）の取得についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 資料ナンバー4の1ページをご覧くださいと思います。

財産の取得に関し議決を求めることについてご説明をいたします。

本案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、自走式破砕機でございます。

取得予定価格は、税込みで4,400万円。

取得の方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方でございますが、5月23日、4者による入札の結果、住所、宮古市松山第6地割30番地2、名称、中三機械株式会社、代表取締役、平山正章と契約をしようとするものでございます。

落札率は70.85%でございます。

納入期限は、令和2年1月31日でございます。

参考資料といたしまして、4の2ページに取得する財産の概要を記載してございますので、ご参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何か質問ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎財産（高規格救急自動車）の取得について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、財産（高規格救急自動車）の取得についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 資料のナンバー 5 の 1 ページをお開き願います。

財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、宮古消防署の高規格救急自動車で、取得予定価格は税込み2,068万円でございます。

取得の方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、6月11日、2者による見積りの結果、住所、宮古市太田二丁目1番28号、名称、岩手トヨタ自動車株式会社宮古店、店長、安部忍と契約をしようとするものでございます。

落札率は94.19%でございました。

納入期限は、令和2年3月19日でございます。

参考資料といたしまして、3ページに取得する財産の概要、4ページに概略図、5ページに関連契約について記載しておりますので、ご参照願います。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何か質問ございますか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 概要はわかったんですが、そもそも随契にしたのはどういう理由ですか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） もともと救急車が特別な車両でありますので、販売納入できる業者というのが少なかったためとなります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） すみません、そこはわかっているつもりなんです、この種の車を製造販売しているのは2者以上あるのではないかと聞いて聞きました。2者だけだったから随契で見積りを取ったということではよろしいでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 国内において高規格救急自動車を製造販売できるメーカーというのは、日産とトヨタの2者になります。

宮古市の入札参加資格者名簿で、この救急車を販売納入できる業者というのを事前に調査した結果、岩手トヨタ自動車と宮古日産の2者、応札可能という結果になりました。

当組合の車両購入に係るルール上、入札参加者が3者に満たない場合は入札を中止するというルールがございます。あらかじめ2者というのが判明をしておりますので、2者に競争見積りということでご案内を差し上げたところ、1者から辞退がありまして、結果として1者随契ということになったものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 私は三菱も含めて3者あるんじゃないかと思ったので、こういう

質問をしました。今の説明で済みます。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、ないようですので、次に移ります。

◎財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について

○議長（藤原光昭君） 次に、財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 資料ナンバー6の1ページをお開き願います。

財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、山田消防署の水槽付消防ポンプ自動車で、取得予定価格は税込み5,797万円でございます。

取得の方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、6月11日、9者による入札の結果、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号、名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、高澤浩史と契約しようとするものでございます。

落札率は98.26%でございました。

納入期限は、令和2年3月6日でございます。

参考資料といたしまして、3ページに取得する財産の概要、4ページに概略図を添付しておりますので、ご参照願います。

説明は以上でございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何か質問。落合議員。

○9番（落合久三君） 先ほどとの関連もあり、今後のために理解しておきたいので、応札した9者を端的に教えてください。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 9者につきましては、うち4者が消防ポンプメーカー、残り5者がこのメーカーの代理店ということになります。

メーカーのほうにつきましては、ジーエムいちはら工業株式会社、帝国繊維株式会社、日本ドライケミカル株式会社、日本機械工業株式会社になります。代理店のほうにつきましては、有限会社一関防災設備、有限会社キョウエイ自販、株式会社岩手総合商事、株式会社古川ポンプ製作所、有限会社佐々木ボデー、以上9者でございます。

○議長（藤原光昭君） いいですか。落合議員。

○ 9 番（落合久三君） はい。

○ 議長（藤原光昭君） 八重樫議員。

○ 3 番（八重樫龍介君） 今の関連ですけれども、このように聞いて筆記するのも大変なので、全て競争入札が行われた場合、落札業者はわかるんですけれども、それに応札した業者の名前を参考資料としてつけて配付してもらうことは可能かどうか。

ちなみに、岩泉町では全て載せて配付になっておりますので、可能かどうかお伺いします。

○ 議長（藤原光昭君） 大森事務局長。

○ 事務局長（大森 裕君） 宮古市では、工事はインターネットでも公開しているので出すことは可能です。物品に関しては、最低価格で入札した業者と金額のみです。入札会場でも落札者と落札金額しか公開はしていません。

○ 3 番（八重樫龍介君） 可能であれば、隠す必要はないと思いますので。

○ 事務局長（大森 裕君） 確認させてください。

○ 議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（藤原光昭君） ないようでございます。

◎財産（消防ポンプ自動車）の取得について

○ 議長（藤原光昭君） 次に、財産（消防ポンプ自動車）の取得についてを協議をいたします。

説明を求めます。

小林消防次長。

○ 消防次長兼消防課長（小林達広君） 資料のナンバー 7 の 1 ページをお開き願います。

財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、岩泉消防署の消防ポンプ自動車で、取得予定価格は税込み4,125万円でございます。

取得の方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、6月11日、9者による入札の結果、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号、名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、高澤浩史と契約しようとするものでございます。

落札率は98.3%でございました。

納入期限は、令和2年2月28日でございます。

参考資料といたしまして、2ページに取得する財産の概要、3ページに概略図を添付しておりますので、ご参照願います。

説明は以上でございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎財産（化学消防ポンプ自動車）の取得について

○議長（藤原光昭君） ないようですので、次に、財産（化学消防ポンプ自動車）の取得についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） それでは、資料のナンバー８の１ページをお開き願います。

財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、宮古消防署の化学消防ポンプ自動車で、取得予定価格は税込み6,666万円でございます。

取得の方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、６月11日、９者による入札の結果、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号、名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、高澤浩史と契約しようとするものでございます。

落札率は98.76%でございました。

納入期限は、令和２年３月19日でございます。

参考資料といたしまして、２ページに取得する財産の概要、３ページに概略図を添付しておりますので、ご参照願います。

説明は以上でございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。何か質問ございますか。落合議員。

○９番（落合久三君） 日本機械工業が３つの入札でいずれも落札業者になって、98%から99%近い落札率だというのは、今、説明にあったとおりですが、３つの物件で、税込みの契約取得金額が１億7,000万を超えると。

聞きたいのは、予定価格よりも大きい札を入れたために事実上失格になった業者は、化学消防ポンプ自動車の場合ありますか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 予定価格をオーバーしている業者は１者ございました。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○９番（落合久三君） 戻るのは本当はよくないんですが、他の２件について失格業者は

何社かありましたか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 同じく1者となります。

○9番（落合久三君） 終わります。

○議長（藤原光昭君） そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、その他でございますが、議員の皆さん、事務局から、何かございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） 特にないようでございますので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時15分閉会
